

# 国別障害関連情報 ボリビア多民族国

独立行政法人  
国際協力機構（JICA）

令和3年2月  
（2021年2月）

株式会社国際開発センター  
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報  
 ポリビア多民族国  
 目次

1. 基礎指標 .....	1
1-1. 基礎指標 .....	1
1-2. 障害に関する指標 .....	2
2. 障害関連政策 .....	5
2-1. 障害関連行政制度 .....	5
2-2. 障害関連法律の詳細 .....	6
2-3. CRPD 批准による対応状況 .....	7
2-4. 障害関連施策の状況 .....	8
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況 ...	12
2-6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況 .....	12
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響 .....	13
3. 障害関連団体の活動概況 .....	15
3-1. 障害当事者団体の活動概要 .....	15
3-2. 障害者支援団体の活動概要 .....	15
4. 参考資料 .....	17

図表目次

表 1 ポリビア政府が実施した国勢調査、障害関連調査一覧.....	3
表 2 無料配布された装具（2008 年～2012 年） .....	8

略語表

CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織

## 1. 基礎指標

### 1-1. 基礎指標<sup>1</sup>

一人当たり GDP	3,552.06 米ドル	2020 年
-----------	--------------	--------

#### セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	6.44 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	N/A	N/A
社会福祉（対 GDP 比）	2.15 %	2015 年

#### 人口

総人口	11,513,100 人	2019 年
男性人口比率	50.20 %	
女性人口比率	49.80 %	
都市人口比率	70 %	
農村人口比率	30 %	
平均余命（全体）	71 歳	2018 年
男性	68 歳	
女性	74 歳	

#### 保健医療

栄養不足蔓延率	16 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	15 人	2019 年

#### 教育

教育制度		
初等教育年数	6 年	2020 年
義務教育年数	14 年	2019 年
成人識字率（全体）	92 %	2015 年
男性	97 %	
女性	89 %	

<sup>1</sup>世界銀行（<https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2020-12-08））に基づく。

就学率		
初等教育（純就学率） <sup>2</sup>		2018 年
全体	98 %	
男子	99 %	
女子	98 %	
中等教育（純就学率） <sup>3</sup>		2018 年
全体	90 %	
男子	91 %	
女子	89 %	
高等教育（純就学率） <sup>4</sup>		
全体	N/A	
男子	N/A	
女子	N/A	

## 雇用

失業率（全体）	3.5 %	2020 年
男性	3.1 %	
女性	3.8 %	

## 1-2. 障害に関する指標

### 1-2-1. 障害の定義

ポリビア多民族国（以下、「ポリビア」）は、2012 年の障害者基本法 223 号第 5 条（The General Persons with Disabilities Act。以下、「障害者基本法」）において、国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）の理念に基づき、障害者の定義を定めている。具体的には、「長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な物理的、精神的、社会的、文化的、コミュニケーション上の障壁との相互作用により生じるものであり、他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む」と定義される。2013 年に CRPD の国連権利委員会に提出した政府報告（以下、「政府報告」）によれば、この定義には、身体的な障害（運動障害、感覚障害、内部障害）及び精神的な障害（知的障害と精神障害）が含まれる。

### 1-2-2. 障害に関する統計整備状況

ポリビア政府の政府報告によれば、信頼性の高い障害統計が同国内には存在せず、質の高い障害者データを整備する必要性は認識しているものの、2009年にCRPDを批准後も、一貫

<sup>2</sup> 7 歳~12 歳

<sup>3</sup> 13 歳~18 歳（中等・高等教育）

<sup>4</sup> 13 歳~18 歳（中等・高等教育）

した方針に基づく調査は実施していない。既存の国勢調査やその他の調査における障害者数は大きく異なっている。第1回政府報告を提出した2013年度時点で、ポリビア政府が参考とする過去の調査は以下表（表1）のとおりである。

表1 ポリビア政府が実施した国勢調査、障害関連調査一覧

名称	分類	方法	目的
国勢調査 (1900年)	就業不可能者	就労を阻害する身体もしくは知的欠陥のある者がいるかを調査員が観察。	普通の身体的・知的機能が阻害されており、問題なく就業することを阻害する欠陥を探す
国勢調査 (1950年)	就業不可能者	「就業できない程度の欠陥がありますか」と質問	経済活動に参加していない人口を把握する
国勢調査 (2001年)	長期的な機能欠陥	「この世帯には何名の視覚障害、聴覚障害、まひもしくは腕や足を欠く人がいますか？」と質問	世帯毎に、何名の機能欠陥がある者がいるかを把握する
人口保健調査 (1998年)	重度の欠陥	「この方は、何らかの重度の欠陥がありますか？」と質問	世帯毎に、どの種類の欠陥のある者がいるかを把握する
ラテンアメリカ・カリブ海地域における生活状況調査 (2001年)	長期的な障害	「何らかの長期的な障害がありますか？」と質問	世帯毎に、どの障害のある者がいるかを把握する

出所：ポリビア政府政府報告（2013）を基に調査チームが作成

1900年に実施した国勢調査の結果では、何らかの「欠陥」のある者は、全人口の0.9%であったが、50年後の1950年の国勢調査の結果では、10.5%となっている。また、その約50年後に実施した2001年の国勢調査では、障害者は人口の1.18%と大幅に割合が減っている。また、障害の種類については、現行の障害者基本法に基づく障害者の分類と一致していないため、ポリビアにおける視覚障害、聴覚障害、身体障害、知的障害、精神障害、重複障害者の数は不明であり、ゆえに、その性別、年齢、教育歴、経済状況も不明である。

現時点でポリビア政府が最も有用と考えるデータが、2001年の10月～11月に、フィールドワークの手法で実施された「ラテンアメリカ・カリブ海地域における生活状況調査（2001年）」の結果である。本調査では調査者が、「何らかの長期的な障害がありますか」と尋ねており、ポリビア政府が初めて「障害」という言葉を用いて実施した調査である。本調査の結果、障害者は全人口の3.8%と示され、ポリビア政府は本調査結果を参考としているが、周辺諸国<sup>5</sup>と比較し障害者の割合が低いことから、国連の刊行物等の世界の障害者数の推計を踏まえ、ポリビア人口の約10%が障害者であると仮定し、政府の各種事業に反映している。

<sup>5</sup> ポリビア政府が政府報告で挙げているのは、アルゼンチン7.1%、ブラジル14.5%、チリ12.9%、エクアドル12.1%、ペルー8.7%、コロンビア6.3%、ベネズエラ7.6%である。



## 2. 障害関連政策

### 2-1. 障害関連行政制度

総務省は、障害者基本法（2012年）に基づき、「機会平等副大臣室 障害者担当総局（Office of the Deputy Minister of Equal Opportunities and its Directorate-General for Persons with Disabilities）」を配置し、障害者が他の人々と同様、社会参加を実現できる国を構築する役割を担う。法務省には、第三者機関として国家障害者委員会が設置されている。

#### 【中央政府行政】

政府報告に該当情報なし

#### 【障害関連担当機関】

表 2 障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	法務省	「機会平等副大臣室 障害者担当総局」(Office of the Deputy Minister of Equal Opportunities and its Directorate-General for Persons with Disabilities) を通じ、以下の活動を管轄する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の権利擁護と社会参加促進に係る活動</li> <li>・ 国家障害者委員会の調整</li> <li>・ 関連省庁、県、市に対する啓発活動</li> </ul>
2	保健スポーツ省	「保健促進副大臣室 健康促進・障害・リハビリテーション・生物心理社会ハビリテーションユニット総局」(Office of Deputy Minister of Health and Promotion and the Directorate-General for Health Promotion and its disability, rehabilitation and bio-psycho-social habilitation unit) を通じ、以下の活動を管轄する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者のアセスメント・認定・登録</li> <li>・ 障害者の健康に係る方針、プログラム、プロジェクトの策定と、健康状況の評価・モニタリング</li> <li>・ 障害者が包括的リハビリテーションやデイケアサービスを受けるための保障</li> <li>・ 教育、余暇、公衆衛生の法律の実施を通じ、障害者のスポーツや余暇活動への参加を促進</li> <li>・ 地域に根差したリハビリテーション（Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」）事業の提案</li> </ul>
3	教育省	「代替・特別支援教育副大臣室 特別支援教育総局」(Office of the Deputy Minister of Alternative and Special Education and its Directorate-General of Special Education) が、以下の活動を管轄する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育及びインクルーシブ教育に係る法律の立案</li> <li>・ 障害者の生涯にわたる教育へアクセスへの保障</li> <li>・ 公立、私立及びその他の機関が実施する特別支援教育システムの監視とフォローアップ</li> </ul>

4	労働・雇用・社会福祉省	「雇用・市民サービス・組合 副大臣室 障害者就労担当総局」(Office of the Deputy Minister for Employment, the Civil Service and Cooperative and its Directorate-General for Employment and employment exchange in the field of disability)が、以下の活動を管轄する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者が就業する権利の促進</li> <li>・ 障害者が一般の就労市場に差別なく統合されるための法律とプログラムの策定・推進</li> <li>・ (企業内に) 障害者担当部署の設立</li> </ul>
5	大統領府 (Office of the President)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「障害者の国家連携・平等基金」に基づくプログラムやプロジェクトの実施</li> </ul>

出所：ポリビア政府政府報告（2013）を基に調査チームが作成

#### 国内調整委員会設置状況

委員会名称	国家障害者委員会（National Committee for Persons with Disabilities）
委員会メンバー	記載なし
役割と実施状況	法務省の指揮の下、独立機関として、CRPD の実施と監視を担う役割が期待されているが、まだ任命手続きが終了していない。現時点での国家障害者委員会の役割は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者基本法と基本計画の実施</li> <li>・ 障害者の機会の平等促進のための方策を実施</li> <li>・ 障害者のニーズに応じたインフラ整備の促進</li> <li>・ 啓発事業の促進</li> <li>・ 障害者基本法の周知と促進、等</li> </ul>

#### 【地方政府行政】

各県に県障害者委員会（The Departmental Committees responsible for Persons with Disabilities）が設置され、各市に市障害者委員会（Municipal Units responsible for Persons with Disabilities）が設置されている。県障害者委員会は、各県の障害児・者に係る方針やプロジェクトに対する責任を持つ。市障害者委員会は、市内の障害児者に係るプロジェクトの責任を持つ。

#### 2-2. 障害関連法律の詳細

ポリビア憲法 70 条において、障害者の権利と障害者が持つ可能性を擁護するよう規定されている。また同憲法 71 条において、生計・経済・法律・社会・文化的側面において、一切の差別なく、障害者が個々の可能性を発揮できるよう、かつ、効率的な社会参加が実現できるよう、国は方策を取っていく必要があると明記されている。

障害者の権利に関連する基本的な法律は、以下のとおりである。

法律名	障害者基本法 (The General Persons with Disabilities Act, No.223)
施行年	2012 年
概要	CRPD の理念、モデル、アプローチに則し、障害者の権利と平等を保障することを目的とする。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	1957 年 1 月 22 日の法律
施行年	1957 年
概要	ポリビアで初の障害者関連法律。ポリビア盲人連盟を発足し、独立した運営体制を築くことが提案された。

法律名	法令 2344 号 (差別禁止に係る法律)
施行年	2002 年
概要	2002 年 4 月 23 日にポリビア政府は「差別禁止に係る米州条約」に批准し、その後、同年 4 月 26 日に 2344 号を公布した。

法律名	法令 328 号
施行年	2009 年
概要	ポリビア手話をろう者のコミュニケーションの方法として認めることが決定した。運用のメカニズム、国家手話委員会 (National Sign Language Council) の発足、手話の普及を促進する法律

法律名	人種差別とあらゆる差別撤廃法
施行年	2010 年
概要	憲法に基づき、人種差別とあらゆる差別を撤廃するための罰則規定を含むメカニズムの構築に係る法律

### 障害者政策

政策名	障害者のための国家平等計画 (The National of Equity and Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities)
施行年	2006 年
概要	最高決議 28671 号に基づき、障害者の権利を保障するための基本計画

### 2-3. CRPD 批准による対応状況

2009 年 4 月 15 日に CRPD を批准後、11 月 16 日にはその選定議定書を批准し、2009 年から 2010 年にかけて、条約の周知を目的とするワークショップをポリビア全県で実施した。ワークショップを通じ、収集した各県からの情報も踏まえ、障害者基本法を 2012 年に制定している。また、CRPD の点字版の作成や、聴覚障害者向けにインターネット上で情報発信を行った。

ボリビア政府は、第1回政府報告を、2013年12月に提出している。その後、権利委員会から2016年4月21日に質問事項が提示され、ボリビア政府は4月27日に回答書を提出している。同年の11月に権利委員会より総括所見が発出されている。

市民団体のパラレルレポートは2015年～2016年の間に6報告が提出されている。(団体名:「ボリビア国家障害者連盟5団体の連合体」、「平等ネットワーク」、「ボリビア小人症協会」、「カナタ障害者統一協会」、「ボリビア国オンブズマンオフィス」、「障害者の包括のための平等ネットワーク」)

次回の政府報告提出の期限は、2023年12月26日である。

## 2-4. 障害関連施策の状況

### ① リハビリテーションを含む医療サービス

障害者基本法において、障害者への無料で包括的な保健サービスが規定されている。ボリビア政府は障害者に対し、健康促進、予防、治療、リハビリテーションを目的とする無料で質の高いサービスを提供する必要がある。なお、ボリビア政府は保健スポーツ省及び様々な医療機関と協力し、障害者のアセスメントに係る分野横断的なチームの任命を継続している。また、保健スポーツ省は、各市で障害者に対する医療ケアを行うスタッフの人材育成も行なっている。そのほか、同分野で実施している主な活動は以下のとおりである。

- ・ 保健スポーツ省は、中央国家障害者登録プログラム (Program on the Central National Register of Persons with Disabilities) の全国での実施に責任を持ち、分野横断的に構成されたチーム員たちが、障害の分類と程度を決定する。
- ・ 「障害者の国家連携・平等基金」を活用し、2010年に総合リハビリテーションセンター強化プロジェクトを実施した。9県のリハビリテーションセンターへ機材を提供し、8か所のリハビリテーションセンターにおいて、無料でリハビリテーションサービスを提供している。
- ・ 貧困層の障害者に対し、義足等の装具の無料配布を行っている。以下の表は、2008年～2012年の実績である。

表3 無料配布された装具 (2008～2012)

年	装具名	数
2008年	車椅子、松葉杖、4点杖、歩行器	83
2009年	車椅子、松葉杖(大人用、子供用)、4点杖、T字型杖、カナダ製の杖	402
2011年	車椅子(大人用、子供用)、松葉杖(大人用)、4点杖、カナダ製の杖、義手・義足、補聴器、音声時計、その他装具	3413
2012年	歩行器、松葉杖、カナダ製の杖、4本杖、T字型杖、車椅子(子供用)	198

出所：政府報告(2003)を基に調査チームが作成

## ② 教育

政府報告（2013年）によれば、障害者の43%が初等教育を終了しており、12%が中等教育へ進み、1.4%が高等教育（教員養成専門学校が多い）へ進むと報告されている。41%の障害者は初等教育へのアクセスもなく、特に、身体障害、聴覚障害、知的障害のある不就学児が多い。地方では、家族が障害児を社会から隔離しがちであるという課題もある。ポリビア政府が行ったある障害者（匿名）への聴き取りによると、「私たちが学びから遠ざける難しさの1つは、教師による差別です。私たちはみな特別な存在であるにもかかわらず、教師たちは、私たちには支援が必要で、違って人だと思込んでいます」と記載されており、教師の障害児への理解不足も課題の1つである。

現行の憲法、教育法、障害者基本法のいずれにおいても、ポリビア政府はインクルーシブ教育を方針とすると記載されており、障害児がインクルーシブな教育の枠組みでの教育を受ける権利があると規定されている。

教育法では、障害児に対する教育は無料であり、手話をはじめとするオルタナティブな言語によるコミュニケーションで学ぶ権利が明記されている。また障害による教育的なニーズのある子どもは、ニーズにあった教育を受ける権利も記載されている。

特別な支援を受ける対象は、障害児、学習障害児に加えて天才児（ギフテッド）も含む。このような方針の下、同分野で実施している主な活動は以下のとおりである。

- ・ 障害児に配慮したカリキュラムへの改訂
- ・ 障害児に配慮した評価方法への改訂
- ・ 教育及びコミュニケーションに必要なリソース（点字、手話通訳者）の提供
- ・ 教員研修の実施（障害児に配慮した授業方法について）
- ・ 障害児が高等教育へ進むための支援（入学費の減額、奨学金の配布）
- ・ 「障害者の国家連携・平等基金」を活用し、パソコンの配布、手話通訳普及ワークショップの開催、教育機材の配布を実施
- ・ ろう者の教員を含む専門職を育成後、0歳から4歳の聴覚障害のある幼児に対する早期療育の実施

## ③ ジェンダーと障害

ポリビア政府は、2008年に、女性の配慮に焦点をあてた国家平等計画を策定している。同計画は、教育、健康、ジェンダー・暴力、組織力の強化、政治への参加、就労機会の6分野において、ジェンダー平等を推進する計画である。その後、2011年に最高決議1053号「女性に対するすべての暴力に反対する国家の日の法律」、2012年に最高決議1363号「女性に対するすべての暴力と戦う委員会にかかる法律」、2002年に法令243号「ハラスメントと政治的な暴力に対する法律」、2013年に総合法（Comprehensive Act）328号「暴力から女性の生活を自由にすることを保障する法律」を制定している。

ポリビア政府は、障害のある女性の複合的な差別についても認識をしており、障害者基本

法において、「障害のある女性の持つ権利と義務」が明記されている。CRPD の権利委員会に提出した政府報告では、障害のある女性に焦点をあてて行った実際の活動の記述は限られるが、ボリビア視覚障害者連盟の歴代会長は女性であり、ボリビアろう連盟の現在の会長も女性である。

#### ④ 訓練・雇用、就労支援

ボリビア国全体では、貧困状態は改善されつつあるものの、未だ全人口の 51%が貧困下にあり、26%が極めて深刻な貧困状況にある。障害者については、障害者の約 78%は貧困下で生活しており、22%の障害者のみが、基本的な生活上のニーズは満たされている。障害者が就労の機会を得ることは極めて困難であり、特定の品物の小売り業などの自営業を自ら探し出すしかないのが現状である。特に若年層の障害者が貧困下にある。また、聴覚障害のある女性や知的障害もしくは精神障害のある男性が特に貧困状況にあると報告されている。

憲法及び障害者基本法では、障害者の就労へのアクセスが保障されるべきであると記載されており、障害者基本法では、国家計画、プログラム、プロジェクトのいずれにおいても障害者の雇用創出を目的とする経済開発をすすめると明記している。

最高決議 27477 号 (2004 年) において、公共機関及び民間企業に対する法定雇用率 (4%) が規定されている。具体的には、障害者を優先的に雇用し、全職員の 4%以上の障害者を雇用すると規定されている。また 2009 年 2 月の最高決議 29894 号において、障害者雇用を進めないことを禁止すると決定し、労働・雇用・社会福祉省が雇用率の監視を管轄している。

このような方針の下、同分野で実施してきた主な活動は以下のとおりである。

- ・ 2009 年から 2011 年にかけて、労働・雇用・社会福祉省は「障害者の職業訓練プロジェクト」を実施し、10 市計 720 名の身体障害者や視覚障害者等の感覚障害者、重度の障害者の家族が研修を受講した。7 割が 5 か月間の研修を終了し、7 市において手工芸、織物、パン屋等の事業に雇用された。
- ・ 2011 年 10 月、労働・雇用・社会福祉省は、イベロアメリカ諸国教育・科学・文化組織 (The Organization of Ibero-American States for Education, Science and Culture。以下、「OEI」) と技術協力事業の締結をし、ラパス市内の障害者に対する織物等の技術支援を行った。
- ・ 労働・雇用・社会福祉省は、4%の法定雇用率に係る国内での周知を行うため、計 70 機関の 80 名の経営者に対する啓発研修を実施した。2010 年 3 月 10 日に公布された最高決議 445 号に基づき、求職障害者に対する職業訓練プロジェクトも実施し、結果、17 の雇用促進に係る協力団体と 2 つの障害者雇用に係る協会を発足した。

#### ⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

2012 年 2 月の最高決議 1133 号に基づき、障害者カード (保健スポーツ省が認定・配布)

を有する重度と最重度の障害者へ手当が支払われている。これまでに 13,000 名の障害者が手当を受給し、1 人 1 年につき約 1,000 ボリビアーノス (Bolivianos。以下、「Bs」) (約 15,000 円<sup>6</sup>) が支払われている。またボリビアには「就業不能給付金」制度があり、雇用保険に入っていた障害者には給与の 10%が毎月配布される。

最高決議 0256 号 (2009 年) に基づき、「障害者の国家連帯と平等基金」が設立され、年間 40 百万 Bs (約 6 億円) の配布と管理が決定した。同基金により以下のプログラムが障害者へのサービスとして提供されている。

- ・ 障害者の就労支援に係る能力強化研修
- ・ 障害者の雇用創出支援
- ・ 障害者の権利に係る能力強化研修
- ・ リハビリテーションセンターの強化
- ・ 聴覚障害児と視覚障害児のインクルーシブ教育システムへの統合に必要な予算
- ・ 障害者の自宅改修
- ・ 障害者団体の強化 (備品や家具の配布等)

#### ⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

##### ・ バリアフリー

障害者基本法において、インフラ (道路や施設)、公共サービス、民間施設、公共スペース、公共交通機関等は、障害者の権利を守るため、積極的なバリアフリー措置を取る必要があると記載されている。また新設の建築物や公共交通機関については、同法に記載されるアクセシビリティ基準に沿った設計とする必要がある。既設の建築物等については、公共事業・サービス・住宅省 (Ministry of Public Works, Services and Housing) が、都市部の建築物と公共交通に関するアクセシビリティの特定の規約や基準を作成中である。

##### ・ 防災

2013 年時点で、防災を管轄する防衛省には、障害者に特別に配慮した防災の規約や手順は存在しない。障害者基本法に基づき、同省が規則を作成中である。

#### ⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

日本政府 <sup>7</sup>	<p><b>【技術協力プロジェクト：障害に特化した取り組み】</b></p> <p>ラパス市障害者登録実施プロジェクト (2006～2009)</p> <p>全国統一障害者登録プログラム実施促進プロジェクト (2009～2012)</p> <p>特別支援教育教員養成プロジェクト (2010～2013)</p>
-------------------	---

<sup>6</sup> 1Bs=約 15 円

<sup>7</sup> 内閣府障害者白書、JICA 課題別指針「障害と開発」、JICA 障害と開発パンフレットを基に記載。

	<p>【研修員受け入れ】                  地域別研修「中米・カリブ障害者自立生活」(2011年10月)<sup>8</sup>                  地域別研修「南米地域 特別支援教育」(2009年)</p>
<p>他ドナー<sup>9</sup></p>	<p>【国際 NGO】</p> <p>1) United Nations Association International Service (UNAIS) : 英国の国際 NGO であり、2010 年頃からポリビア国の障害者を含む人々の権利擁護の活動を行う。</p> <p>2) Humanity &amp; Inclusion (旧 Handicap International) : 障害者基本法の策定に係るワークショップや情報収集を実施した。</p> <p>3) CBM (Cristian Blind Mission) : 国内 3 都市で障害者のエンパワメントプロジェクトを実施し、主にスウェーデンの障害当事者から学んだ知見を実行に移した。</p> <p>【その他】</p> <p>中南米諸国 (アルゼンチン、コロンビア、キューバ、チリ、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ等) と当該分野に係る情報交換を促進している。自立生活運動を行う障害当事者はコスタリカの自立生活センター「Morpho」と連携し、意見交換を進めている。</p>

## 2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (GBR/CBID) の状況

多くの CBR 関連活動が国内外の NGO を中心に展開され、成功している。障害者基本法において、ポリビア政府は CBR 戦略を社会生活や経済等、他の国内法にも含めるよう、修正の検討を提案している。国際 NGO 「Light for the World」は、1995 年からポリビア国内で、地方を含むポリビア国内の CBR プロジェクトを推進してきた。100 校以上の学校や教育センターと連携し、障害児を含むあらゆる子どものインクルーシブ教育を推進している。2017 年時点で、815 名の障害児とその家族がリハビリテーションを受け、740 名の障害児が同 NGO の CBR プログラムを通じ、何らかの教育サービスを受けられるようになった。その他、ポリビア国内の団体に対し、インクルーシブ教育を持続的に実施していくための研修も行っている。

## 2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

ポリビア憲法 70 条において、障害者がオルタナティブな言語でコミュニケーションを行う権利が保障されている。障害者基本法においても同様の記載があり、オルタナティブな言語でコミュニケーションを行うためのシステムの構築と保障の必要性が記載されている。

<sup>8</sup> 同研修の帰国生を中心とし、自立生活の初の全国会議を開催し、8 県から 40 名の当事者リーダーが参加した。以降、2020 年 12 月までに 5 回の会議を開催している。9 県で自立生活協会が発足している。

<sup>9</sup> 政府報告、課題別研修帰国研修員レポートを基に記載



最高決議 328 号 (2009 年) では、あらゆる公的・民間組織での活動において、手話通訳者の活用を促進すべきであると記載されている。これらの方針に基づき、国、県、市が開催する国内の各種のイベントや、ボリビア国内の公的機関、民間企業、教育施設では、手話通訳者を活用する機会が増えてきている。

ボリビア政府は 1995 年にマラケシュ条約に批准している。

## 2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

外務省の海外安全ホームページ<sup>10</sup>によれば、ボリビアでは 2021 年 2 月 3 日時点で新型コロナウイルス感染者累計は 22 万 2,447 人 (前日比 2,021 人増) であり、うち 163,338 人は回復し 10,571 人が死亡している。このような状況下、ボリビア政府は 2020 年 8 月 27 日、法令第 4314 号<sup>11</sup>を公布した。同法令に基づき、ボリビア政府は公共の場でのマスクの使用の義務化、国内の商業活動の規制、夜間から深夜の外出の規制、学校の閉鎖、国境管理を含む規定に基づく対応を行ってきている。

### ① ボリビア政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

ボリビア政府、国際機関等が発表したボリビア政府による合理的配慮の情報は不足している。他方、オンラインでインタビュー<sup>12</sup>を行った障害当事者 (身体障害者のための Nueva Esperanza 協会) によれば、ボリビア政府は重度と最重度の障害者に対し、400Bs (約 6,000 円) の特別給付を行ったと報告されている。それ以外では、各障害者団体や NGO が、諸外国の協力団体やドナーへ支援を依頼し、金銭的な支援を受けている。例えば同協会では、旧知の日本の NGO やドイツの NGO へ連絡を取り、資金面での支援を受け取り、障害者の医療や食事などの生活支援にあてている。

### ② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

障害者の保健サービスを受ける権利に関する公的な情報は不足している。他方、オンラインでインタビューを行った障害当事者 (身体障害者のための Nueva Esperanza 協会) によれば、同協会の障害当事者数名が体調不良となった際、最寄りの医療機関に連絡を取ったが、障害者担当職員が不足していたため、手当が遅れたとの事例が報告されている。

### ③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

在ボリビアアメリカ大使館によれば、コロナ流行により 2020 年 12 月時点で、すべての学校が休校を継続しており、教育はすべてオンラインで行われている。2021 年 2 月に学校の再開が予定されており、各県と市がオンラインか対面の学習を再開するかの決定権を持つ<sup>13</sup>。障害児が包摂した形で行われているかについての公的な情報は不足しており、明確で

<sup>10</sup> <https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMail.html?countryCd=0591> (参照 2021-02-09)

<sup>11</sup> <https://www.lexivox.org/norms/BO-DS-N4314.xhtml>

<sup>12</sup> 2020 年 12 月 6 日 (日) 日本時間 9 時~10 時半にオンラインインタビューを実施。「身体障害者のための Nueva Esperanza 協会」Feliza Ali Ramos 氏に対し、コロナ禍の障害者への影響を聴取した。

<sup>13</sup> <https://bo.usembassy.gov/covid-19-information/> (参照 2021-02-09)

はない。

#### ④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

障害者の移動に与える影響についての公的な情報は不足している。インタビューを行った「身体障害者のための Nueva Esperanza 協会」では、介助者の移動が困難となったため、所属する障害者は介助者の家から近い同協会の近くへ一時的に移り、生活を送っている。また同協会職員によれば、「障害者（車いす利用者等）が外出をしているのを見かけると、近所の人々が強く抗議したり、外出しないよう注意をされる。日常生活に必要な外出や協会への通勤がしにくい状況にあると感じる当事者職員が増えている」とも述べている。

#### ⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

障害者の就労にあたる影響についての公的な情報は不足している。他方、オンラインでインタビューを行った障害当事者（身体障害者のための Nueva Esperanza 協会）の見解では、コロナ以前からポリビア人障害者の就労は非常に困難であったが、コロナ禍で、求職はさらに難しくなったと述べている。

#### ⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

オンラインでインタビューを行った障害当事者（身体障害者のための Nueva Esperanza 協会）によれば、公共・商業施設では、障害のない人々と同様に、手指消毒剤・手洗い場や情報へのアクセスが可能である。またコロナに関するニュースには手話がついているが、すべての番組に手話がついているわけではなく、字幕付きの放送も不足している。

### 3. 障害関連団体の活動概況

#### 3-1. 障害当事者団体の活動概要

障害当事者団体は、ポリビアの障害者の社会参加の促進に、重要な役割を果たしている。政府や海外のドナー等からの資金・物理的・人的なリソースを動員しながら、活動を行っている。

聴覚障害、視覚障害、身体障害、知的障害、精神障害の5つの障害は、政府とのつながりがある全国連盟がある。盲人連盟は、設立から歴史も古く、多くの視覚障害者をカバーしている。他方、身体障害者団体がカバーするのは身体障害者全体の20%程度であり、知的障害者も同様である。精神障害は団体として新しく、カバー率はさらに低い。連盟以外にも、数は公表されていないが、各県各市に数多くの障害当事者団体、支援団体が存在する。

#### 主な障害者団体

団体名	概要
ポリビアろう連盟 Federación Boliviana de Sordos	ろう者の社会参加促進支援を行う。2016年には社会の人々がろう者とコミュニケーションができるようポリビア手話の手話辞典を出版している。
ポリビア盲人連盟 Federación Nacional de Ciegos de Bolivia	ポリビア盲人連盟は、1957年に設立された公的な組織である。同連盟では、点字の教育用教材や補聴器の製作を行っている。また図書館やインターネットサービスを提供するセンターで、視覚障害者の情報アクセシビリティを促進するための活動を行っている。同連盟は、視覚障害児・者向けの研修も行っており、点字の読み書きやJAWS(Job Access with Speech)等の視覚障害者向けスクリーンリーダー研修を行い、視覚障害児の教育施設、中等教育、公立・私立大学、職業訓練センター等への就学率が向上してきている。
ポリビア身体障害者連盟 Federación Boliviana de Personas con Discapacidad Física	ポリビア全国の身体障害者に対する偏見や差別と闘うための全国組織である。
ポリビア知的障害者連盟 Federación Boliviana de Discapacidad Intelectual	ポリビア知的障害者連盟は、知的障害者に関連する国内及び国際条約に基づき、知的障害者の権利の擁護、関心・考えを表明する権利を保護する。また知的障害者の家族に対する支援と連携を促進する。
ポリビア精神障害者連盟 Federación Boliviana de Discapacidad Psíquica	ポリビア精神障害者連盟は、精神障害者及びその家族の利益のため、社会の他の人々と同じ権利を持ち、尊厳を守り、社会への参加をかなえる為の活動を行う。

### 3-2. 障害支援団体の活動概要

障害者支援団体の活動概要については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

#### 4. 参考資料

Government of Bolivia (2013) *CRPD initial Report submitted by Bolivia*

United Nations (2016) *CRPD concluding observations on the initial report of Bolivia*

JICA (2006) 『国別障害関連情報 ボリヴィア』

<ウェブ情報>

内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』 <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html> (参照 2021-02-09)

JICA (2015) 『課題別指針 障害と開発』 [https://www.jica.go.jp/activities/issues/social\\_sec/ku57pq00002cyac5-att/guideline\\_handicap\\_development.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/social_sec/ku57pq00002cyac5-att/guideline_handicap_development.pdf) (参照 2021-02-09)

JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』 [https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability\\_and\\_development.pdf](https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf) (参照 2021-02-09)